

改正

平成4年4月1日訓令第8号

平成7年4月1日訓令第5号

平成10年4月1日訓令第7号

平成13年9月1日訓令第9号

平成16年4月1日訓令第1号

平成16年12月30日訓令第13号

平成19年4月1日訓令第2号

平成22年7月7日訓令第8号

平成24年12月19日訓令第13号

平成27年1月5日訓令第1号

平成28年12月28日訓令第10号

千歳市建設工事請負業者資格審査基準に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、千歳市競争入札参加資格事務取扱規程（平成14年千歳市訓令第20号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる建設工事及び設計業務等の請負契約の競争入札参加に係る資格審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格審査会)

第2条 前条の資格審査を行うために、千歳市建設工事請負業者資格審査会（以下「資格審査会」という。）を置く。

(業務)

第3条 資格審査会は、別表に掲げる審査基準に基づき第1条の資格審査の申請をした者（以下「申請者」という。）の適格性を判定し、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、管工事、電気工事及び造園工事にあつては、格付を行うものとする。

(組織)

第4条 資格審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 委員は、企画部長、総務部長、総務部次長、建設部長及び建設部次長をもって充てる。

(委員長)

第5条 委員長は、資格審査会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 資格審査会の会議は、毎年1回開催する。ただし、委員長が必要と認める場合は、臨時に開催することができる。

2 資格審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 資格審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(格付名簿)

第7条 資格審査会が申請者の格付をしたときは、建設工事請負業者格付名簿（以下「格付名簿」という。）に登載し、この旨を当該申請者に通知しなければならない。この場合において、共同請負業者については、別に格付名簿を作成し、登載するものとする。

(庶務)

第8条 資格審査会の庶務は、契約担当課において処理する。

(委員長への委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、資格審査会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成3年3月29日から施行する。

(千歳市土木建築工事請負業者選定及び指名基準に関する規程の廃止)

2 千歳市土木建築工事請負業者選定及び指名基準に関する規程(昭和46年千歳市訓令第4号)は、廃止する。

附 則 (平成4年4月1日訓令第8号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日訓令第7号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年 9 月 1 日訓令第 9 号）

この訓令は、平成13年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 4 月 1 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年12月30日訓令第13号）

この訓令は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 4 月 1 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 7 月 7 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成22年 7 月 7 日から施行する。

附 則（平成24年12月19日訓令第13号）

この訓令は、平成24年12月19日から施行する。

附 則（平成27年 1 月 5 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成27年 1 月 5 日から施行する。

附 則（平成28年12月28日訓令第10号）

この訓令は、平成28年12月28日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 8 日訓令第10号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成29年 3 月 8 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の千歳市建設工事請負業者資格審査基準に関する規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に行う資格審査について適用し、同日前に行った資格審査については、なお従前の例による。

別表（第 3 条関係）

審査基準

1 適格性の基準

- （1） 次のアからエまでのいずれかに該当する者は、適格者としな

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第 3 条第 1 項の許可を受けていない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項に該当する者

ウ 経営状態が不健全であると認められる者

エ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出をしていない者（当該届出をすることを要しないものを除く。）

（2） 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者は、適格者としないうことができる。その者を代理人又は支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

2 格付の基準

（1） 土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、管工事、電気工事及び造園工事の格付は、3等級に分けて行う。

（2） 格付は、等級別にその基準数値を定め、請負業者の客観的要素による評点（以下「客観点」という。）及び発注者の主観的要素による評点（以下「発注者別評価点」という。）を合計した評点を基準数値に対応させて行う。

（3） 客観点は、建設業法第27条の23第3項に規定する審査項目及び基準を準用するものとする。

（4） 発注者別評価点は、次の事項について審査するものとする。

ア 工事施行成績

イ 環境対策

ウ 季節労働者通年雇用

エ 障がい者雇用

オ 地域貢献活動

カ 女性技術者雇用

キ 仕事と家庭の両立支援